

自然環境保全関係の国際条約

(生物多様性条約を除く)

ワシントン条約

【正式名称】絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

【経緯】1973年3月採択、1975年7月発効(国内発効は1980年11月)

【内容】野生動植物の国際取引の規制を輸入国と輸出国とが協力して実施することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保護を図ることを目的とする。これらの種を保護の必要性に応じて附属書 ~ の3つの区分に分類し、輸出、輸入、再輸出、海からの持ち込みの各々について規制を行う。

ラムサール条約

【正式名称】特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

【経緯】1971年2月採択、1975年12月発効(国内発効は1980年10月)

【内容】特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息する動植物の保全を促進することを目的とする。締約国はその領域内にある国際的に重要な湿地を指定・登録する(登録湿地)とともに、湿地及びその動植物、特に水鳥の保全を促進するための措置をとる。

【わが国の登録湿地】11箇所

釧路湿原 / クッチャロ湖 / ウトナイ湖 / 霧多布湿原 / 厚岸湖・別寒辺牛湿原(以上北海道) / 伊豆沼・内沼(宮城県) / 谷津干潟(千葉県) / 片野鴨池(石川県) / 琵琶湖(滋賀県) / 佐潟(新潟県) / 漫湖(沖縄県)

二国間渡り鳥等保護条約、協定

日米渡り鳥等保護条約 1972年3月採択、1974年9月発効

日豪渡り鳥等保護協定 1974年2月採択、1981年4月発効

日中渡り鳥等保護協定 1981年3月採択、1981年6月発効

日露渡り鳥等保護条約 1973年10月採択、1988年12月発効

【内容】渡り鳥の捕獲等の規制、絶滅のおそれのある鳥類の保護(日中を除く)及びそれらの鳥類の生息環境の保護等

世界遺産条約

【正式名称】世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

【経緯】1972年11月採択、1975年発効(国内発効は1992年9月)

【内容】世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、保護を図るべき遺産の一覧表を作成し、締約国の拠出金からなる世界遺産基金により、各国が行う保護対策を援助する。締約国は、自国の自然等の中から遺産を認定し、区域を定めるとともに、自国及び他国の遺産を保護する等の努力義務を負う。

【わが国の登録状況】

自然遺産として「屋久島」、「白神山地」、文化遺産として「法隆寺」、「姫路城」等が登録されている。